

【令和__年分】

株式の異動明細書

整理番号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話) ()

【銘柄：】

① 異動年月日 (異動事由)	② 相手方の氏名・名称、 住所・所在地 (相手方との関係)	③ 異動した株数	④ 取得又は 譲渡の単価	⑤ 金 額 (③×④)	⑥ 異動後の 株式の総数	⑦ 特定残株数	⑧ 1株当たり の取得費
		株	円	円	株	株	円
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						

(その他参考となるべき事項)

(令和6年分以降用)

記載要領等

この明細書は、次の表に掲げる特例の適用を受ける場合に、その適用を受ける株式（特例対象株式）の銘柄ごとに、その株式と同一銘柄の株式も含めて、その異動の状況について作成します。この明細書の記載に当たっては、その株式の発行会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

適用を受ける特例		特例対象株式
1	特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（措法37の13の3①）	特定株式（措法37の13①） ※ 設立特定株式（措法37の13の2①） を含みます。
2	特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（措法37の13の3④）	
3	特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（措法37の13の3⑦）	
4	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41の18の4①） ※ 令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される令和5年改正前の旧措置法第41条の19を含みます。	特定新規株式（措法41の18の4①）
5	特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（平成20年改正前の措法37の13の3①）	公開等特定株式（平成20年改正前の措令25の12の3②）

1 「①異動年月日（異動事由）」欄のカッコ内には、株式の異動事由を、例えば次のように記載してください。

- (1) 払込みによる取得 **払込** (注)
- (2) 相対取引による取得 相対
- (3) 相続（贈与・遺贈）による取得 相続
- (4) 譲渡 譲渡
- (5) 贈与 贈与
- (6) 株式の分割 分割
- (7) 株式の併合 併合
- (8) 株式無償割当て 無償割当
- (9) 発行会社が解散（合併による解散を除きます。）をし、その清算が終了した場合 . . . 清算
- (10) 発行会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた場合 破産

（注） 払込みにより取得をした株式が上の表の特例対象株式に該当しない場合には、○で囲みません。

2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを記載してください。また、カッコ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように記載してください。

3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を記載してください。

なお、「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。

4 「⑦特定残株数」欄には、上の表の1から3まで又は5の特例の適用を受ける場合に、次のイからロを控除した株数を記載してください。

- イ 払込みにより取得をした特例対象株式の数の合計
 - ロ 特例対象株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特例対象株式と同一銘柄株式の数
- なお、株式の分割・併合等があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。

5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\frac{\{ (\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費}) \} + \{ (\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計} \}}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計}}$$

※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。

なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。